

特集

消費者情報アンテナ！	P.2
税の申告は正しくお早めに	P.4
民生委員・児童委員の一斉改選が行われました	P.6
まちびと輝きたる人 vol.2	P.8
2月22日(土)シンボルロードがオープンします！	P.9
議会だより	P.10

市長コラム	P.12
情報BOX	P.13
ようこそ！あさかの生涯学習へ	P.23
みんなすこやか	P.28
わたくしたちの健康	P.29
市民伝言板	P.30
PHOTO NEWS	P.31

表紙の写真 寒い中、にんじんを掘り起こす朝霞の農家・相澤さん

消費者情報 アンテナ！

「スマホ」・「ネット」トラブルに注意しましょう！

スマートフォンは便利で何でもできてしまうので、つい夢中になりがちです。しかし、使い方を誤ってトラブルに巻き込まれるケースも増えています。トラブルに遭わないためには、正しく使うことが大切です。

【フリマサービスでトラブル】

・購入した商品が偽物だったのに出品者に返品に応じてもらえず、アプリ運営事業者に相談したら当事者間で話し合うように言われた。

【ここに注意しましょう】

フリマサービスは**個人同士の取引**です。取引の相手は事業者ではありません。トラブルが発生した場合、その解決は個人間で行うこととなります。個人間でトラブルを解決できない場合でも、利用規約で「事業者は利用者間（個人間）のトラブルには原則介入しない」と定められていることがほとんどであり、事業者の介入を受けられない場合が多いです。見えない相手との取引になるため、利用規約等をしっかり読み、利用規約に違反していないかをよく確認し、トラブルに遭わないように心がけましょう。

未成年者がフリマアプリを利用する場合は、保護者の同意が必要となります。家族等で利用についてよく話し合いましょう。



【無料ゲームでトラブル】

・小学生の娘に親のスマートフォンを渡し、無料のオンラインゲームで遊ばせていた。娘は本当のお金が必要だとは思わず、多数のアイテムを購入して遊んでおり、後日カード会社から8万円もの請求が届いた。

【ここに注意しましょう】

基本は無料のゲームでも、有料のアイテムがあります。有料のアイテムを購入したほうがゲームを有利に進めることができるので、ゲームに夢中になり、仕組みもわからないままアイテム欲しさに課金してしまうようです。子どもにゲームを利用させる前に、保護者が高額な契約になることはないかを利用規約等で確認し、ゲームの遊び方やルールについてきちんと話し合いましょう。また、クレジットカードは子どもが簡単に持ち出しできないように管理方法を工夫しましょう。



【サイトを見ようとクリックしただけで料金請求？】

・サイトを見ようとクリックしたら、いきなり会員登録の画面となり、身に覚えのない高額な料金が請求された。
・メールに記載されたリンク先をクリックしたら、料金の支払いを求める画面が表示された。

【ここに注意しましょう】

サイトを見ようとクリックすると、いきなり請求（登録完了）の画面が表示され、高額な料金を請求される「ワンクリック請求」といわれる詐欺です。

登録完了の画面が表示されても、契約はまだ成立していないので、料金を支払う必要はありません。慌てずに画面を閉じましょう。連絡先が書いてあっても連絡をしたり、メールを送信したりしてはいけません。個人情報を出され、高額な料金が請求されてしまいます。不用意に連絡することはせず、無視することが大切です。



電力・ガスの料金が本当に安くなってる?



— 契約は慎重に!

電力・ガス自由化をめぐるトラブルにご注意!!

イラスト：政府広報オンラインより

平成28年4月1日に電力の小売りが、平成29年4月1日にはガスの小売りが全面自由化され、消費者が契約先を自由に選べるようになりました。電気、ガス料金の割安プランやそれぞれの会社の商品やサービスとセット販売するなど販売競争が激化しています。それに伴い、電話勧誘や訪問販売をきっかけとした電気やガスの切り替えに関するトラブルの相談が増えています。

事例1

アパート全体で電力会社が変わると説明され電気供給契約をしたが、実際は嘘でガス契約も変更になっていた

自宅を訪問した事業者の担当者から、アパート全体で電気工事をして、電力会社が変わり電気料金が今よりも3割程度安くなると言われ契約をした。

しかし、アパート全体で電力会社が変わっていた事実はなく、ガス契約も合わせて変わっていることがわかった。電気もガスも変更するつもりはないので解約したい。

事例2

電気とセット契約でガスの契約を切り替えたが思ったほど安くならないため解約をしたい

ガスの小売全面自由化に伴い、電気とガスをセットにすると安くなると言われ、よくわからないまま契約をした。

ところが、昨日契約に関する書面が届き、確認したところ、一部の料金は安くなるどころか割高になっていた。それならばわざわざガス会社を変更することもないので、元に戻したい。

事例3

電力会社から電力事業の撤退に伴う通知が届き、電気の供給が止まるのではないかと不安

現在契約している電力会社から電力事業を撤退するので、別の電力会社に切り替えるようにと通知が届いた。

新しい電力会社と契約をする必要があると思うが、何も手続きをしなかった場合、電気がすぐに止まってしまうのではないかと心配だ。



ここがPOINT!!

・契約内容を理解したうえで契約しましょう。

電力やガスの小売全面自由化に伴い、各会社から電気、ガス料金の割安プランや他の商品とセットで販売するなどさまざまなサービスが提供されています。

契約を見直す際、「電気代、ガス代が安くなる」ということだけで決めるのではなく、どのような条件で安くなるのか、必要がないものも合わせて契約をしていないかなど、よく確認し慎重に契約をしましょう。

・電力・ガス小売全面自由化に便乗した販売に注意!

電力・ガス小売全面自由化に便乗して太陽光発電システムやガス器具の勧誘が行われる場合もあります。ガスの自由化により都市ガスへの契約であれば、新たにガスメーターやガスこんろなどガス器具の購入の必要はありません。

・電力会社が電力事業を撤退してもすぐに停電にはなりません。

現在契約している電力会社が電力事業を撤退する場合でも、急に停電になることはありません。また、撤退する電力会社が提携している別の電力会社を推奨する場合がありますが、必ずしもその電力会社と契約をする必要はありません。

・クーリング・オフができる場合があります。

訪問販売や電話契約販売で契約をした場合、法定事項が記載された契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、クーリング・オフにより違約金が請求されることなく、契約解除ができます。クーリング・オフ期間を過ぎても契約の取り消しを主張できる場合もありますので消費生活センターへ相談しましょう。



イラスト：政府広報オンラインより

その他、電気・ガス小売全面自由化について不明なことがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（☎03-3501-5725）または朝霞市消費生活センターに相談しましょう。

ご利用ください ～消費生活相談～

相談日／毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く）午前10時～正午、午後1時～4時

場所／消費生活センター（市役所別館4階 48番窓口）

電話／☎048-463-1111（内線2256）

契約トラブル、商品の品質や安全性、悪質商法、多重債務などの相談を受け付けています。